

貸金庫規定 新旧対照表

R2.4.1 改正

新	旧
<p>6. (届出事項の変更等) (1), (2)省略</p> <p><u>7. (成年後見人等の届け出)</u></p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</u></p> <p><u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</u></p> <p><u>(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><u>8. (利用カード、鍵の喪失時の取扱)</u> (以下省略)</p>	<p>6. (届出事項の変更等) (1), (2)省略</p> <p>(新設)</p> <p><u>7. (利用カード、鍵の喪失時の取扱)</u> (以下省略)</p>

新	旧
<p><u>9.</u> (暗証照合、印鑑照合等) (以下省略)</p> <p><u>10.</u> (損害の負担等) (以下省略)</p> <p><u>11.</u> (解約等) (以下省略)</p> <p><u>12.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (以下省略)</p> <p><u>13.</u> (緊急措置) (以下省略)</p> <p><u>14.</u> (譲渡・転貸等の禁止) (以下省略)</p>	<p><u>8.</u> (暗証照合、印鑑照合等) (以下省略)</p> <p><u>9.</u> (損害の負担等) (以下省略)</p> <p><u>10.</u> (解約等) (以下省略)</p> <p><u>11.</u> (貸金庫の修繕、移転等) (以下省略)</p> <p><u>12.</u> (緊急措置) (以下省略)</p> <p><u>13.</u> (譲渡・転貸等の禁止) (以下省略)</p>